

○養老町地域公共交通会議設置要綱（案）

平成20年7月29日

告示第65号

改正 平成24年3月31日告示第57号

改正 平成 年 月 日告示第 号

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議等、及び地域交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「維持改善計画」という。）の作成に関する協議をするため、養老町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町の公共交通政策の推進に関すること。
- (2) 具体的な路線等に係る運行の確保に関する計画についての調整に関すること。
- (3) 形成計画及び維持改善計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 形成計画及び維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 形成計画及び維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(交通会議の構成)

第3条 交通会議の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 交通会議に会長を置き、養老町長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者にその職務を代理させることができる。

(会議)

第4条 交通会議の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 交通会議の議長は、会長が行う。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、あらかじめ委任状（別記様式）の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 6 交通会議の会議は、原則として公開とする。
- 7 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の内容を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第6条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理

するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員等が会議に出席したときは、謝金を支給することができる。

2 前項に規定する謝金の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、産業建設部建設課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日告示第57号)

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則 (平成 年 月 日告示第 号)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

交通会議委員

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課長又はその指名する者
関係する道路管理者又はその指名する者
関係する警察署長又はその指名する者
学識経験者
関係する公共交通事業者
関係する一般旅客自動車運送事業者団体
関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
町民代表者
町長又はその指名する者

養老町地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成及び実施に関する協議等、及び地域交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号)第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画(以下「維持改善計画」という。)の作成に関する協議をす</p> <p>るため、養老町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 形成計画及び維持改善計画の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(4) 形成計画及び維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(5) 形成計画及び維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項</p> <p>(会議)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、</p> <p>_____養老町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項</p> <p>(会議)</p>

<p>第4条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合において、<u>事業の内容を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問ひ、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。</u></p> <p>(謝金)</p> <p>第7条 委員等が会議に出席したときは、<u>謝金を支給することができる。</u></p> <p>2 前項に規定する謝金の額並びに支給方法等は、<u>会長が別に定める。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>交通会議委員</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>交通会議委員</p>
<p>国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者</p> <p>岐阜県都市建築部局公園整備局公共交通課長又はその指名する者</p> <p>関係する道路管理者又はその指名する者</p> <p>関係する警察署長又はその指名する者</p> <p>学識経験者</p> <p>関係する公共交通事業者</p> <p>関係する一般旅客自動車運送事業者団体</p> <p>関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>町民代表者</p>	<p>国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者</p> <p>岐阜県都市建築部長</p> <p>関係する道路管理者又はその指名する者</p> <p>関係する警察署長又はその指名する者</p> <p>関係する一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>関係する一般旅客自動車運送事業者団体</p> <p>関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>養老町区長連絡協議会会長又はその指名する者</p> <p>町長又はその指名する者</p>

町長又はその指名する者

○養老町地域公共交通会議設置要綱

平成20年7月29日

告示第65号

改正 平成24年3月31日告示第57号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、養老町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町の公共交通政策の推進に関すること。
- (2) 具体的な路線等に係る運行の確保に関する計画についての調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(交通会議の構成)

第3条 交通会議の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 交通会議に会長を置き、養老町長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者にその職務を代理させることができる。

(会議)

第4条 交通会議の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 交通会議の議長は、会長が行う。

3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、あらかじめ委任状（別記様式）の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

6 交通会議の会議は、原則として公開とする。

（協議結果の取扱い）

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第6条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 交通会議の庶務は、産業建設部建設課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月31日告示第57号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交通会議委員

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
岐阜県都市建築部長又はその指名する者
関係する道路管理者又はその指名する者
関係する警察署長又はその指名する者
関係する一般乗合旅客自動車運送事業者
関係する一般旅客自動車運送事業者団体
関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
養老町区長連絡協議会会長又はその指名する者
町長又はその指名する者